

藤沢市教育委員会 5 月定例会会議録

日 時 2017 年（平成 29 年）5 月 17 日（水）
午後 3 時 30 分
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 3 号 平成 30 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について
 - (2) 議案第 4 号 藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について
 - (3) 議案第 5 号 平成 30 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）
 - (4) 議案第 6 号 藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について
- 5 その他
 - (1) 平成 28 年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子
2 番 小 竹 伊津子
3 番 中 林 奈美子
4 番 大 津 邦 彦
5 番 飯 島 広 美

出席事務局職員

教育部長	村 上 孝 行	教育次長	小 林 誠 二
教育部参事	神 原 勇 人	教育部参事	松 原 保
教育部参事	小 池 規 子	学校施設課長	山 口 秀 俊
学校給食課長	板 垣 明 彦	教育総務課主幹	佐 藤 繁
教育指導課主幹	窪 島 義 浩	教育指導課指導	山 田 大
教育指導課指導	坪 谷 麻 貴	主事	
主事		学校保健課指導	市 川 明 美
		主事	
書 記	西 山 勝 弘		

平岩委員長 ただいまから藤沢市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。
会議の開催に当たりまして、藤沢市教育委員会傍聴規則第 6 条第 4 項にあ
ります「写真撮影」について、報道機関から事前に申請がありましたので、
許可することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する
委員は、4 番・大津委員、5 番・飯島委員にお願いしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、4 番・大津委員、5 番・
飯島委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに了承することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

平岩委員長 それでは、このとおりに了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

それでは、議事に入ります。

議案第 3 号 平成 30 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針についてを
上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 議案第 3 号平成 30 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針について、ご
説明いたします。

提案理由 この議案を提出したのは、平成 30 年度に使用する藤沢市教
科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要によるもので
す。

前文で、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を踏まえて定めて
いる旨を述べています。

1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。本年度は文部科学省
の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「小学校『特別の教科 道徳』
に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査
研究の観点」、「平成 30 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の
観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会(以下「審議委員会」という。)
の「答申」等を踏まえて、小学校『特別の教科 道徳』の教科用図書の採

択と特別支援教育関係教科用図書の採択替えを行います。なお、『特別の教科 道徳』以外の教科の小学校用教科用図書については、平成 26 年度採択と同じものを、中学校用教科用図書については、平成 27 年度採択と同じものを採択します。

(2) 公正かつ適正を期し採択する。静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行います。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択します。

2 採択する教科用図書 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条及び同施行令第 15 条に基づき次のようにいたします。

(1) 小学校用教科用図書は、新たに「特別の教科 道徳」の教科用図書について、「教科書目録」に登載されているものの中から採択します。また、「特別の教科 道徳」以外の教科については、平成 26 年度採択と同一のものを採択します。

(2) 中学校用教科用図書は、平成 27 年度採択と同一のものを採択します。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書については、「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第 9 条 図書」のうちから採択します。学校教育法附則第 9 条には、特別支援学校や特別支援学級では、教科用図書以外の図書を使用することができる旨の規定があり、一般の図書を教科用図書として使用することができるということになっています。

3 採択の日程では、教科書採択に係る大まかな日程を記載していません。(1) は、小学校用教科用図書採択日程です。アは教科書見本の展示、イは小学校長による調査研究、ウは審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命、エは諮問について、オは答申について、カは採択の日程についてです。

(2) は、中学校用教科用図書採択日程です。(3) は、特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程です。

アは特別支援学校長及び特別支援学級設置校長による調査研究、イは諮問について、ウは答申について、エは採択の日程についてです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。議案第 3 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平岩教育長 それでは、議案第3号平成30年度使用藤沢市教科用図書の採択方針については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長 次に、議案第4号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 議案第4号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明いたします。

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会委員が2017年5月31日をもって任期満了となるため、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第2条の規定により、新たに委員を委嘱又は任命する必要があるものです。

1 委嘱等する者は、審議委員会の委員については、採択審議委員会規則第2条の規定により、16名以内となっております。今回、提案いたしました委員に関しては16名の委員を上げております。選出区分につきましては、市立小学校長から7名、市立中学校長から1名、市立特別支援学校長から1名、小学校教育研究会から3名、中学校教育研究会から1名、保護者から3名の計16名です。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第4号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平岩教育長 それでは、議案第4号藤沢市教科用図書採択審議委員会委員の委嘱又は任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長 次に、議案第5号平成30年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）を上程いたします。事務局の説明を求めます。

松原教育部参事 議案第5号平成30年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）、ご説明いたします。

この議案を提出したのは、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第5条の規定に基づき諮問する必要によるものです。諮問文を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

藤沢市教育委員会

教育長 平岩多恵子

平成 30 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）

藤沢市教育委員会は 2017 年（平成 29 年）5 月 17 日の教育委員会会議において「平成 30 年度使用藤沢市教科用所の採択方針」を定めました。

教科用図書の採択にあたっては、国、県等の資料を踏まえて公正かつ適正を期し、学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択することが求められています。

そこで、貴審議委員会においては、「平成 30 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」及び神奈川県教育委員会通知に示されている「小学校『特別の教科 道徳』に係る平成 30 年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「平成 30 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」に基づき審議を行い、その内容を答申して下さるよう、ここに諮問します。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。議案第 5 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平岩教育長 それでは、議案第 5 号平成 30 年度使用藤沢市教科用図書に関する審議について（諮問）は、原案のとおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

平岩教育長 次に、議案第 6 号藤沢市学校事故措置委員会委員の任命についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

小池教育部参事 議案第 6 号藤沢市学校事故措置委員会委員の任命について、ご説明いたします。

藤沢市学校事故措置委員会については、藤沢市学校事故措置条例第 5 条第 2 項に基づき設定されており、児童生徒の安全施策を推進するとともに、学校管理下の事故により、児童生徒が災害を受けた場合、見舞金の認定等について審議しております。現在の学校事故措置委員会委員は 14 名で組織されており、任期は 2 年で、2017 年 1 月 1 日から 2018 年 12 月 31 日まで委嘱又は任命しておりますが、このたび 2 名が 2017 年 3 月 31 日をもって辞任されたため、新たな委員を任命するものです。

なお、新委員については、辞任された委員と同一区分から選出すること

とし、任期については、藤沢市学校事故措置委員会規則第4条第2項により、前任者の残任期間である2018年12月31日までとします。

参考といたしまして、委員会の委員は、藤沢市学校事故措置委員会規則に基づき市民2名、学識経験者3名、保護者5名、市立学校教職員4名の計14名となっております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

平岩教育長

事務局の説明が終わりました。議案第6号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、議案第6号藤沢市学校事故措置委員会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

×××

平岩教育長

その他に入ります。

(1) 平成28年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、事務局の説明を求めます。

松原教育部参事

平成29年1月から2月にかけて実施いたしました「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」の結果について、ご報告いたします。(資料参照)

1 調査の概要 (1) 調査目的といたしましては、これまで藤沢市立学校で体罰事案が認められたことから、本調査を実施することにより、教職員の体罰に対する認識を深め、体罰の根絶につなげるために実施したものです。(2) 調査主体、(3) 実施主体は記載のとおりです。

(4) 調査内容 調査はア 教職員向け調査とイ 児童生徒及び保護者向け調査の2種類を行いました。調査期間、調査対象、調査方法については記載のとおりです。参考に、児童生徒及び保護者向け調査用紙を15ページに添付してありますので、後ほどご覧ください。

(5) 回答数は、参考に平成26年度、27年度の回答数を併記しております。ア 教職員向け調査については、自己申告によるもので、小学校0件、中学校1件の合計1件が報告されました。イ 児童生徒及び保護者向け調査については、学校を通して、すべての児童生徒に回答用紙等を配布し、回答がある場合のみ体罰のあった日時や対応等を具体的に記載し、郵送で教育指導課へ提出してもらいました。小学校39通、中学校29通、特別支援学校1通、合計69通の回答がありました。

(6) 平成28年度児童生徒及び保護者向け調査における回答の種類及

び再調査を依頼した数です。括弧内には平成 27 年度調査の数を記載しております。小学校については回答のあった 39 通のうち、「体罰を受けた、見た」と記載されていたものは 20 通ありました。そのうち 9 件について学校長に再調査を依頼いたしました。中学校については、回答のあった 29 通のうち「体罰を受けた、見た」と記載されていたものは 26 通ありました。そのうち 9 件について学校長に再調査を依頼いたしました。特別支援学校については、回答のあった 1 通に「体罰を受けた、見た」と記載がありましたが、再調査には該当いたしませんでした。

(7) 再調査の依頼から除外した案件としては、ア 文部科学省の「体罰」に基づいて、体罰とは判断されないもの、イ 体罰の事案が特定できないもの、ウ 調査期間以前のものです。なお、文部科学省の体罰の定義につきましては、16 ページに資料として添付してありますので、後ほどご確認ください。

(8) 再調査方法ですが、記載の内容に基づき、校長による該当教諭又は児童生徒に対して聞き取りを行い、事実の確認をいたしました。また、連絡先の記載のある保護者に対しては、市教育委員会より聞き取りを行いました。

2 再調査結果について、参考に平成 26 年度、27 年度の再調査の結果も記載しております。(1) 教職員向け調査後の対応に関しては、県教育委員会に報告した事案は中学校で 1 件ありました。これは部活動の指導中に、指示通り動かなかった生徒の臀部を蹴ったというものです。(2) 児童生徒及び保護者向け調査後の対応に関しては、県教育委員会に報告した事案はありませんでした。しかし、中学校教員による部活動指導中の生徒の人権に係るような暴言が複数回認められたことから、市教育委員会による指導を行ったケースが 1 件ありました。その他の小学校 9 件、中学校 8 件のケースについては、体罰には当たらないものの不適切な指導と判断して、校長による継続的な指導といたしました。

3 児童生徒及び保護者からの意見としては、記載にありますような教職員の言葉遣いや指導体制についての意見などが寄せられております。

4 考察では、「校長による継続的な指導」の件数を見ると、依然として不適切な指導が認められることから、教職員に対して継続して啓発を図る必要があります。特に、教員の言葉の暴力については、今回の調査でも指摘を受けていることから、子どもの人権に配慮する意識啓発は、引き続きの課題であるにとらえております。日常的に児童生徒とのコミュニケーションを図り、教職員の児童生徒理解を深めるための校内研修等を継続して取り組む必要があると考えております。

5 市教育委員会と学校との連携による取り組みでは、教職員の人権意識の向上や体罰によらない指導力の向上を図るために、研修会、講習会等の内容を工夫するなど、各学校や中学校体育連盟と連携して記載にあります6項目について取り組んでまいります。以上で報告を終わります。

平岩教育長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

飯島委員 体罰の問題については、教育委員会事務局も一生懸命取り組んでくださっていると思うけれども、再調査について、市教委、校長による指導というのは、具体的にどのような指導をしているのか、お聞かせください。

山田教育指導課指導主事 担当校の指導主事が、行為の問題点を示した上で、校長から指導方針を確認いたしまして、その後、当該教諭がその指導を受けた様子とか、その後の行動について担当指導主事が聞き取りを行いました。また、教育委員会からの指導といたしましては、教育委員会に当該教諭と校長を呼びまして、教育指導課長から嚴重注意という形で指導を行いました。

小竹委員 現状での学校の先生方の体罰に対する共通認識はどのようにされているのかというのが1点。それから今後、部活動に対しては専門の先生方の負担を減らすために、特別に学校の施設外から人を入れようという案も出ているかと思えます。そういう方たちを含めて今後の指導とか共通認識の共有の仕方、体罰の予防にもつながると思うのですが、そういったことに対する提案はいかがでしょうか。

山田教育指導課指導主事 体罰に対する教職員の認識でございますが、以前は体罰も是とするような認識を持っている教員もいたかと思えますけれども、資料16ページに記載されているとおり、体罰については認められていない行為であることは十分教職員の間にも浸透してきているととらえております。しかしながら、体罰をした側とされた側の認識については開きがありますので、その差を埋めるように教育委員会といたしましては、研修等を通じて教職員の人権意識を高めていきたいと考えております。また、部活動につきましては、まだ、調査の報告としてまとまっておりませんが、市内の全顧問に対して意識調査を行いまして、その意識調査の結果を踏まえて、また、文部科学省の方から部活動のガイドラインが、今年度末を目途に策定されることとなりますので、そのガイドラインに沿った形で外部人材の活用についても、中学校体育連盟と連携いたしまして、導入について検討してまいりたいと考えております。

松原教育部参事 部活動について若干補足をさせていただきますと、教員以外にも部活動指導に関しては外部指導者、地域指導者は今現在入っております。その指導者に対しても学校に入る段階で、教育委員会としても中体連と連携し

ながら、体罰の是非についても研修を行っております。その上で学校の方に行ってもらっているということと、実際、指導に入る前にはその部分について各学校の学校長から指導者に対して、地域指導者に対しても体罰の是非も含めて再確認をした上で、学校に入って指導していただいているという状況でございます。

大津委員 1点、確認ですけれども、虐待防止法ができている中で、こういう虐待はいけませんという規定がされているかと思うのですが、児童虐待防止法とか障がい者の虐待防止ということで、幾つかの項目がありまして、その中で精神的虐待ということで、言葉遣いというのはかなりわかりにくいけれども、あるということが言われておりまして、それがやってはいけないということで規定されています。そういう意味で、先ほど言葉の虐待があると説明の中にありましたので、事例としてどんな言葉遣いが虐待としてとらえられているのか、教えていただけるとありがたい。

山田教育指導課指導主事 今回の調査の中で報告が上がった発言といたしましては、「ばか」、「死ね」「消えた方がいい」というようなものがありました。これらについては、言葉の暴力に該当するととらえております。

大津委員 言葉遣いについてはわかったのですが、そういう言葉遣いというのは普通はだめだと思うけれども、使ってしまう環境というか、置かれている状況について、どういう時点でどういうふうに使っているかというのがわかったら教えていただきたい。

山田教育指導課指導主事 多くの場合、部活動などの場面で勝敗が関わってくるようなところで、顧問の方もつい興奮して感情的になってしまったり、または自分がそのような指導を受けてきたという経緯がありまして、後の調査においては不適切な発言であるということは認識しているのですが、つい口から出てしまったというような状況が多くございます。

中林委員 やった側とやられた側の数字の格差はどうしても出てしまうのはわかるころではあるけれども、「体罰を受けた、見た」ということが記載されている中で、例えば特定できなくて、その後の後追いができないケースもあるのかなととらえました。名前の記載が無いとか、余りにも漠然とし過ぎてわからない状況だったり、また、その中にも保護者として何も反応してもらえないというのが一番傷つくことで、それがまた加速してしまうことも、もしかしたらあるかもしれませんので、この部分の拾い上げというのはなかなか難しいかと思うけれども、学校の先生方は一番近くで見ているらっしゃると思いますので、先生それから部活動の顧問の先生にはぜひ子どもたちと信頼関係をつくっていただいて、こういうことが起きていかないようにしていただきたいと思います。また、先ほどの言葉の暴力の部

分もありますが、確かに私たちの時代は、それこそぶたれたりというのは日常茶飯事だったけれども、今は本当にそれはだめだという時代になってきていますので、教員の方にはそのころの心構えをきちんと持っていて、よりよい指導をしていただけたらと思います。また、先生方の方にも課題を抱えていらっしゃる先生もいらっしゃるのかなと思いますので、先生の方へのフォローもしていただければと思います。

平岩教育長 今のご意見も踏まえて教育委員会としても取り組んでいければと思っております。他にご意見・ご質問等ありますか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会からきょうまでの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。(なし)

それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。6月14日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、次回の定例会は6月14日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。これもちまして、5月定例会を閉会といたします。

午後4時08分 閉会